

第十二次地方分権一括法案の閣議決定について

本日、政府は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第十二次地方分権一括法案）」を閣議決定した。

本法律案は、地方公共団体が地域の実情に応じた取組を進め、住民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、地方からの提案に基づき、計画策定などの事務負担軽減や住民基本台帳ネットワークシステムの活用をはじめとする地方行政のデジタル化等を実現するものであり、評価するとともに、今後、国会において早期成立を図るよう強く要請する。

法律成立後は、必要な政省令の整備を速やかに行うとともに、所要の財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めることを求める。

令和4年3月4日

全国知事会会長	平井 伸治
全国市長会会長	立谷 秀清
全国町村会会長	荒木 泰臣